

広報大洲 きらめき創造 大洲市
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

2015
No.129 10

大洲



風を感じて肱川下り

がんばる大洲っ子

今月の題字作成者

大洲北中学校 1年 (現: 大洲北中学校 2年)

二宮 菜緒 さん



私はミステリーやサスペンス作品をよく読みます。特に「ソロモンの偽証」を執筆した宮部みゆきさんの作品が好きで、学校の図書室で借りて読んでいます。私は小学3年生のころからパソコン教室に通っています。パソコンには慣れていたつもりでしたが、中学入学時、部活のオリエンテーションの際に先輩のタイピングを見て、すごいと同時に負けたくないと思い、コンピューター部への入部を決めました。今後は、より正確なタイピングを目指して頑張りたいです。将来は、私自身が病気で入院した際にいろいろな人にお世話になったこともあり、医療や介護分野に進みたいと考えるようになりました。困っている人に手を差し伸べることができ、人の役に立てる人でありたいと思っています。

10月の納税など 納期限は 11月2日(月)です。

税 別	10月	11月	12月	1月
市 県 民 税	3期		4期	
固 定 資 産 税		4期		5期
軽 自 動 車 税				
国 民 健 康 保 険 税	4期	5期	6期	7期

市税などの納付は、便利で安心な「口座振替」を。

現在の大洲

	人の動き(先月比)	交通事故(昨年同期)
人口	45,722人 (-58)	件数 116件(107件)
男	21,810人 (-30)	死者 2人(4人)
女	23,912人 (-28)	負傷者 155人(134人)
世帯数	20,265世帯(-12)	

(2015年8月末現在)

CONTENTS 目次

2ページ	がんばる大洲っ子・今月の表紙
3ページ~	マイナンバー制度が始まります
6ページ~	シリーズ
10ページ	まちのわだい
11ページ~	おおずニュース
14ページ~	おしらせ
25ページ~	図書館・保健センター・ 心と体の健康ガイド
28ページ	がんばるひと (大洲オールド・バンド)

今月の表紙

picture 写真



8月23日(日)、大成橋上流から城山下までの5区間15.3kmで開催された、カヌーツーリング駅伝大会を取材しました。

県内外から55チーム332人が参加したこの大会に、中村県知事をはじめ南予の市町長なども参加され、新富士橋からゴールまでのおよそ2kmを体験されました。

ゴール地点では、多くの人から温かい拍手で迎えられました。

マイナンバー制度が始まります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

いよいよ10月から、「マイナンバー制度」が導入されます。
この制度の内容をみなさんご存知ですか。

マイナンバーについて

マイナンバー（個人番号）とは、10月から国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。この番号は、個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。なお、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率化・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

一度割り当てられた番号は、住所や氏名が変わっても、原則変わることはありません。大切に保管してください。

マイナンバーの通知方法につきましては、10月以降、住民票を有する全ての人（中长期在留者や特別永住者などの外国人も含む）に「通知カード」が住民票の住所に簡易書留で届きます。

なお、現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性がありますので、ご注意ください。

期待される効果

公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、不正受給の防止などに役立ちます。

利便性の向上

年金や福祉などの手続き時の添付書類削減により、手続きが簡素化され、負担軽減につながります。

行政の効率化

各種行政事務が効率化されます。災害時に迅速な行政支援が期待できます。

個人番号カード

個人番号カードは、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真裏面に個人番号（マイナンバー）が記載されているICカードで、本人確認ができる公的身分証明書として利用できます。

通知カードに同封されている申請書と返信用封筒により郵送で申請するか、スマートフォンなどからオンラインで申請することにより、平成28年1月以降に初回のみ無料で交付されます。

個人番号カードを受け取る際は、「通知カード」、個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」、および運転免許証などの「本人確認書類」をご持参ください。

また、現行の「住民基本台帳カード（住基カード）」は、記載されている有効期限までは利用できます。しかし、個人番号カードとの重複所持はできないため、住基カードを所持している人が個人番号カードを取得された場合には、住基カードを廃止・回収させていただきます。

なお、個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などプライバシー性の高い個人情報

は記録されません。万一、紛失や盗難にあった場合には、現在準備中ですが、24時間365日専用ダイヤルで対応する予定です。



個人番号カード 表（案）



個人番号カード 裏（案）

安心・安全確保対策

制度の安心・安全確保のため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。

▽法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。

▽なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。

▽マイナンバーが適切に管理されているかどうかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。

▽法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

▽個人情報とは従来どおり分散して管理し、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

▽行政機関の情報のやり取りは、マイナンバーを直接使いません。

▽システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。

▽平成29年1月から稼働予定の「情報提供等記録開示システム（マイナポータル）」で、個人情報をどのような理由でやり取りされたか、自分で確認できます。

マイナンバーを使う時

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用され、平成28年1月以降、申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります。

また、事業主は、従業員からマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うこととなります。

【使用例】

社会保障関係

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護

税務関係

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書など
- ・市役所などに提出する申告書、給与支払報告書など

災害対策

- ・防災、災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務

企業（事業主）のみなさんへ

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要がります。これに伴い、多くの様式が変更される予定ですので、書類作成の際の業務手順の確認や準備などをお願いします。

◎注意点 取得

マイナンバーを取得できるのは、法令で定められた場合のみです。

取得の際は、法律の範囲内で利用目的を特定し、明示しておく必要があります。さらに、他人のなりすましなどを防止するため、厳格な本人確認を行います。

利用・提供

税や社会保障に関する書類

にマイナンバーを記載して提出しますが、この利用目的以外の利用・提供（社員番号としての利用など）はできません。

保管・廃棄

マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、安全管理措置を講じるとともに、マイナンバーを利用しなくなった場合などは、できるだけ速やかに廃棄・削除をしなければなりません。

特定個人情報保護委員会が、マイナンバーの利用・提供・保管制限や、安全管理の内容・方法などを示したガイドラインを作成していますので、これを参考に今一度、対策の見直しとそれを踏まえた準備をお願いします。

【問い合わせ先】

コールセンター

☎0570（20）0178

午前9時30分～午後5時30分

（土日、祝日・年末年始を除く）

※10月から平成28年3月までの半年間は、平日の午前9時30分から

午後10時まで、年末年始を除く
土日、祝日の午前9時30分から
午後5時30分まで開設します。

情報管理課 ☎241738（制度全般）
市民生活課 ☎241710（カード交付）